

耐震シェルター・耐震ベッドに

～ご自宅の地震への備えをより安価・短期間で～

補助金を交付します!!

市は、震災に強い建物づくりを進めてきています。今年も「防災の日」を迎え、ご自宅の耐震性について考えてみませんか？ 大勢の方にご利用いただいている耐震診断・耐震改修補助制度に加え、市では平成23年10月から耐震シェルター等の設置に対し支援を行っています。ここでは耐震シェルター・ベッドについてご紹介します。それでは、皆様のご質問にいくつかお答えします。

問／建築課 ☎463-2585 耐震シェルターの設置例

Q：耐震改修工事と比べて、なぜ費用が安く済むのですか？



A：耐震改修工事は一般的に建物全体を補強するものですが、耐震シェルターは建物の一室を補強するもののため、また、耐震ベッドは金属製のフレーム等が付いたベッドを一室に設置するもののため費用が安く済みます。これまでの65歳以上の方がいらっしゃる世帯等での補助実績では、耐震ベッド購入・設置費用の平均額は約460,000円、補助金の平均額は約395,000円ですので、実質約65,000円でご自宅の地震への備えが可能となります。

Q：耐震ベッドの設置工事は、わずか1日で終わると聞きました。なぜ、工事が短期間で済むのですか？



A：耐震シェルターや耐震ベッドの設置が、建物のひと部屋のみを工事の対象とするからです。耐震ベッドの設置工事であれば、ベッドを置く部分の床の補強と、ベッドの組立て作業だけのため、1日程度で済んでしまいます。耐震診断・改修工事では、建物の土台や壁、屋根等の多くの部分を工事するため、住みながらの工事では生活が不便となってしまうといったことがあります。長い工期のため、ご自宅の耐震化を躊躇ちゅうちゅうしておられるのなら、耐震シェルター・ベッドの設置をご検討いただくことをお勧めします。

Q：安全性はどのようなのですか？



A：寝室だけでもシェルター化を行えば、高齢者の方や地震に気づきにくい就寝時の発災などにおいて、建物の崩壊から身の安全を守る効果が期待できます。ただし、耐震シェルター・ベッドにより安全性の向上が見込まれるのは居住空間の一部のみです。建物全体の耐震補強を希望される方は、耐震診断・耐震改修補助制度の活用をご検討ください。

補助概要

● 補助対象

- ・建築物／建築確認を取得し、市内にある昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造の戸建住宅（兼用住宅を含む）
- ・対象者／建築物の所有者

● 補助金の額

- ・耐震シェルター等の購入および設置する費用に要した額の
50% かつ 限度額40万円
 - ・障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合は、
90% かつ 限度額40万円
- ※障害のある方の対象については、お問い合わせください。



耐震ベッドの商品例

- ・興味を持たれた方は、お気軽にお電話ください。
- ・補助金の受給には、契約前に申請を行い、審査を受けていただく必要がありますのでご注意ください。

